

様式第二号（第六条の二十七関係）（平23環省令1・全改、平29環省令10・平30環省令17・令2環省令9・一部改正）

（表面）

<p>一般廃棄物輸出確認申請書（個別・一括）（分析試験・その他）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>環境大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第1項の規定により、一般廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
①一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②一般廃棄物の数量（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。）	
③一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
④一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者	住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
⑤運 搬 施 設 の 種 類	
⑥運 搬 経 路	
⑦一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者	住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
⑧処分を行うための施設の種 類	
⑨処分を行うための施設の設置場所	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A列4番）

(裏面)

⑩処分を行うための施設の 処 理 能 力	面積 埋立容量 $\frac{m^3}{日}$ ( ) 時間 $\frac{t}{日}$ } 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ $m^3$ $m^3$
⑪処分を行うための施設の処理 方式並びに構造及びに設備の 概要	
⑫排ガスの処理方法	
⑬排水の処理方法	
⑭残さの処理方法	
⑮放流水の水質	
⑯放流水の水量	$m^3/日$
⑰放流水の放流方法及び放流先 の概況	
⑱輸 出 予 定 年 月 日 (輸出の一括確認にあって は、輸出の開始予定年月日及 び輸出を行う期間)	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ※の欄は記入しないこと。</li><li>2 運搬を行う者や運搬施設が複数ある場合においては、④～⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li><li>3 処分を行う者や処分を行うための施設が複数ある場合においては、⑦～⑰欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li><li>4 ⑧処分を行うための施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別又は分析試験を行う設備の種類を記入すること。</li><li>5 ⑫排ガスの処理方法、⑬排水の処理方法及び⑭残さの処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。</li><li>6 ⑮放流水の水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。</li><li>7 ⑰放流先の概況については、放流先の種類（河川、湖沼等）及び放流先との関係等を記入すること。</li><li>8 分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合においては、⑩及び⑪欄の記載を省略することができる。</li></ol>	
※手数料欄	